

主観点数改正_質疑応答集

質疑分類	小分類	質疑概要	質疑内容	回答概要	
1-1-2	応急救援活動	1 加算の対象	土のう積みは対象か	土木事務所から応急救援活動の要請を受けて被災現場に出動し、実際に従事した作業が土のう積みだけであったが、評価の対象となるか。	土木事務所から応急救援活動の要請を受けたものであれば、軽易な作業のみであっても加点の対象とします。
1-1-2	応急救援活動	1 加算の対象	災害発生後、2～3日後の工事	災害発生後、2～3日後に土木事務所から要請を受けて応急救援活動に従事したが、評価の対象となるか。	災害発生後、測量や設計を経て実施する本格復旧工事は評価の対象となりません。しかしながら、災害発生直後にすべての被災状況が把握できるものではありませんので、発注機関が2～3日後に応急救援活動を要請することがあります。土木事務所から応急救援活動の要請を受けて実施した工事であれば評価の対象となりますので、発注した土木事務所にご確認ください。
1-1-2	応急救援活動	1 加算の対象	本格復旧工事も含めて契約した場合	応急復旧活動にかかる工事と本格復旧工事を含めて契約したが、評価の対象となるか。	契約に応急復旧活動にかかる工事が含まれていれば加点の対象とします。
1-1-2	応急救援活動	1 加算の対象	いくつかの応急復旧活動がひとつの契約にまとめられた場合	応急復旧活動の現場が複数あったが、契約はひとつにまとまっている。この場合の件数のカウントは、現場の数か、契約の数か。	契約ごとのカウントとなり、ひとつの契約で1件(5点)とします。なお、県の応急復旧活動の場合、単価契約に基づいて随意契約をしている場合は、単価契約ごと、災害ごとに1件としてカウントすることとしておりますので、複数の随意契約を交わしたとしても1件としてカウントすることとしています。
2-1	消防団協力活動		自警団への入団	自警団の入団は評価の対象となるか。	自警団は評価の対象としておりません。
2-1	消防団協力活動		事業主や役員への加入	消防団の入団は、事業主や役員も評価の対象となるか。	事業主や役員(代表取締役を含む)が入団している場合も評価します。なお、技術職員の評価と同様に、審査基準日(10月1日)の年の3月30日以前に採用され、かつ審査基準日現在において雇用されていること等の条件を付加しています。
3-1	地域貢献	0 総論	活動実績の証明者について(1)	県または市町の長による地域貢献活動の実績証明は、契約者である知事、市長または町長でなければならぬか。	契約者によらず、土木事務所長や学校長など、地域貢献活動を受けた部署の長の公印による証明であれば加点の対象とします。
3-1	地域貢献	0 総論	活動実績の証明者について(2)	災害時に避難所となっていた公民館で炊き出しを実施したが、人道支援の証明については、炊き出しを実施した公民館の館長の証明でよいか。	公民館長の証明で加算の対象とします。なお、地域貢献活動の実績証明者については、原則として国、県、市町、および学校長などの公的機関の長としていますが、災害緊急時活動については社会福祉協議会やボランティアを支援する団体等の長による証明によって加点の対象とします。

主観点数改正_質疑応答集

質疑分類		小分類	質疑概要	質疑内容	回答概要
3-1	地域貢献	0 総論	活動実績の証明者について(3)	当市では、毎年「〇〇〇市民清掃」を実施しているが、その実施主体は「〇〇〇を美しくする運動実践本部」であり、当市の環境担当課が事務局を担当しているなど実施主体に市として深く関与をしている。この場合、「地域貢献活動 分類表」の注4の市町が主催するものと同様に評価する場合に該当するものと考えられるが、その活動実績の証明者は「〇〇〇を美しくする運動実践本部」の本部長でよいか。	実践本部長による証明により評価します。
3-1	地域貢献	0 総論	同一分類の活動を2回行った場合	同一分類の活動を2回行った場合、2件分の加点対象となるか。	2件分の加点対象(2点×2件=4点)となります。
3-1	地域貢献	0 総論	回数の考え方について(1)	同一分類の活動の回数の数え方は。	・基本的に「1回」は「1日」と解釈してください。 ・ただし、同一期間内の連続した活動は、活動趣旨により分類し1回の活動とみなします。例えば、1日目、清掃活動を実施、翌日、ごみを市町の指定する場所に搬入した場合は連続した一連の活動ですので2日間であっても1回とカウントします。
3-1	地域貢献	0 総論	回数の考え方について(2)	就業体験の受け入れを個別に受け付けて、随時行っている。例えば8月に1人、10月に1人を受け入れた場合、何回と数えるか。	8月の受け入れと10月の受け入れには連続性がないと考えられますので、「2回」とカウントします。
3-1	地域貢献	0 総論	回数の考え方について(3)	市との申合せにより、所定の場所の清掃を年4回、無償で実施することになっている。回数は決まっているが、実施時期は決まっていない。この場合、連続した活動として1回とカウントするのか、または4回とカウントできるのか。	同一の市町が春と秋に開催した清掃活動に参加した場合、2回とカウントすることとしています。ご質疑の場合、日数の間隔が季節ごとというように連続性がないと認められる相当の開きがあれば4回とカウントすることとします。また、例えば、1か月の間に担当の市道を4つの作業区分(場所を分ける、または、作業内容(草刈り、刈り草回収、ゴミ拾い、植樹など)で分ける)に分けて毎週4回に分けて実施したというように連続性が認められるものは4回で1回としてカウントすることとします。
3-1	地域貢献	1 清掃活動	自治会主催の清掃活動	自治会が主催した清掃活動は評価の対象となるか。	国、県または市町が主催する清掃活動に限定しており、自治会主催の活動であって自治会長が参加の証明を行う場合は評価対象としておりません。
3-1	地域貢献	1 清掃活動	一斉清掃とは別の日に実施した清掃活動	市町が主催する清掃活動において、市町からの要請に基づいて、従来から一般の住民が参加する日とは別の日に清掃活動を実施している。この場合も評価の対象となるか。	国、県または市町が主催する清掃活動に参加したのもとして証明するものであれば、評価の対象とします。

主観点数改正_質疑応答集

質疑分類		小分類	質疑概要	質疑内容	回答概要
3-1	地域貢献	2 地域の建設業を担う次世代育成支援	対象期間の帰属について	インターンシップを平成26年9月の下旬から翌月の10月の初旬まで受け入れた。平成26年10月1日以降の地域貢献活動が対象となるが、この場合、インターンシップの終了日が10月1日以降なので評価の対象となると考えてよいか。	終了日が平成26年10月1日以降であれば評価の対象とします。また、インターンシップが終了しないと証明も依頼できないと考えられるので、終了日によって「対象の期間」を判定することとします。
3-1	地域貢献	2 地域の建設業を担う次世代育成支援	ハローワークへの証明依頼	ハローワークに求人票を出しているが、高校生の職場見学を受け入れることがあるが、この場合、ハローワークに実績の証明を依頼することができるか。	滋賀労働局に確認しましたが、ハローワークでは生徒の見学先を把握していないので証明できないとのことでした。ハローワークの求人票を見て、生徒が見学を希望した場合、学校から企業へ見学を依頼することとなっていますので、学校側に証明を依頼してください。
3-1	地域貢献	3 地域への技術力の還元	お茶代程度の金銭を受領した場合	例年、学校のグラウンド整備のボランティアを実施しているが、その際、所属している建設業団体からお茶代程度の金銭を受領している。このようなケースでも「対価を伴わない自主的非営利活動」に該当するか。	・ご質疑のケースでは、奉仕する相手先から直接金銭を受け取っていませんし、対価性も認められませんので、「対価を伴わない自主的非営利活動」に該当します。 ・また、奉仕先から直接、金銭や飲食物の提供があった場合でも、社会通念上、お茶代やたばこ代と称するような金額、お茶や軽食程度のものであれば、「対価を伴わない自主的非営利活動」に該当するものとして取り扱います。
3-1	地域貢献	3 地域への技術力の還元	公共施設の範囲	社会福祉協議会の施設の敷地を除雪したが対象となるか。	社会福祉協議会は社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織であり、公共施設ではないため評価の対象となりません。 なお、社会福祉協議会は市町の庁舎内に設けられていることが多いので、施設や敷地の所有が市町に属し、市町の長等が除雪の実績の証明をする場合は評価の対象とします。
6-1	コンプライアンスの普及・徹底	社内規範等	社内規範等の例	社内規範等のひな形はないのか。	ひな形はありません。次の8つの項目を網羅するかたちで、コンプライアンスに関する社内規範またはマニュアル等を作成していただければ評価します。ア 建設業法の遵守、イ 贈賄、談合等の不正行為の防止、ウ 独占禁止法の遵守、エ 暴力団等反社会的勢力に対する姿勢、オ 労働関係法令の遵守、カ 交通法規の遵守、キ 人権の尊重、ク 環境への配慮 なお、評価の条件ではありませんが、単に法令等を遵守するのみの記載だけでなく、コンプライアンス意識の向上のため社内で研修会を開催する、講習会の開催があれば積極的に参加する、専門家に定期的にリーガルチェックを依頼するなど、法令等を遵守するための、企業としての積極的な取り組みを期待しています。